

最高裁秘書第3764号

令和3年12月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書開示通知書

7月5日付け（同月6日受付、第030340号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

6月17日付け訴発第200号裁判官訴追委員会委員長通知「裁判官弾劾裁判所宛て訴追状提出について」（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（氏名）、裁判官訴追委員会内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第5号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

訴発第200号

令和3年6月17日

最高裁判所長官 大谷直人殿

裁判官訴追委員会委員長 新藤義



裁判官弾劾裁判所宛て訴追状提出について（通知）

当委員会は、令和3年6月16日の委員会において、裁判官 [REDACTED] を訴追することに決定し、同日、裁判官弾劾裁判所宛て訴追状を提出しましたので、その写しを添えて通知します。

[REDACTED]
[REDACTED]

